

2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例施行規則の一部改正（案）について（概要）

1 概要

令和 4 年 3 月 15 日に公布された、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるため、2050 年に向けた「ぐんま 5 つのゼロ宣言」実現条例施行規則（以下「施行規則」という。）を一部改正するもの。

2 主な改正のポイント

（1）特定建築物排出量削減計画の作成等

- 条例第 28 条第 1 項で規定する特定建築物は、延床面積が 2,000 m²以上の建築物とする。
- 特定建築物排出量削減計画は、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の 21 日前までに提出するものとする。
- 特定建築物排出量削減計画で定める事項のうち、施行規則で定める事項を、次に掲げる事項とする。
 - （1）県産木材の利用状況
 - （2）その他知事が別に定める事項
- 変更後の特定建築物排出量削減計画の提出を要しない軽微な変更は、次に掲げる要件の全てに該当する変更とする。
 - （1）特定建築主の氏名・住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）及び温室効果ガスの排出の量の削減等を図るために実施しようとする措置の内容を変更しないものであること。
 - （2）特定建築物の床面積を変更しないものであること。
 - （3）特定建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の値が変化しないものであること。
- 変更後の特定建築物排出量削減計画の提出は、変更の事実があった日から 30 日以内に行うものとする。
- 特定建築物排出量削減計画の実施報告は、当該工事の完了後 15 日以内に行うものとする。
- 特定建築物排出量削減計画等の公表については、施行規則第 3 条の規定を準用する。

(2) 特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入等

- 特定建築物への再生可能エネルギー設備の導入義務を除外する場合を、以下のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 建築面積（増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築後の建築面積）が150㎡未満の場合
 - (2) その他知事が別に定める場合
- 特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を、それぞれ知事が別に定めるところにより石油等の1次エネルギーの熱量に換算して得られた量の合計が、1年当たり60メガジュールに当該特定建築物の床面積（増築又は改築の場合にあっては、増築又は改築にかかる部分に限る。）の合計の平方メートルで表した数値を乗じて得た量以上であることとする。

(3) 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の作成等

- 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画は、知事が別に定める書類を添付して、当該特定建築物の新築、増築又は改築に係る工事着手予定日の21日前までに提出するものとする。
- 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画で定める事項のうち、施行規則で定める事項を、次に掲げる事項とする。
 - (1) 施行規則第37条第2項の規定により算出した特定建築物に導入すべき再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量
 - (2) その他知事が別に定める事項
- 変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の提出を要しない軽微な変更は、次の要件の全てに該当する変更とする。
 - (1) 特定建築主の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地）を変更しないものであること。
 - (2) 特定建築物の床面積を変更しないものであること。
 - (3) 特定建築物に導入する再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の量を変更しないものであること。
 - (4) 再生可能エネルギー設備等の種類を変更しないものであること。
- 変更後の特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の提出は、知事が別に定める書類を添付して、変更の事実があった日から30日以内に行うものとする。
- 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画の実施報告は、当該工事の完了後15日以内に行うものとする。
- 特定建築物再生可能エネルギー設備等導入計画等の公表については、施行規則第3条の規定を準用する。

(4) 特定建築物の設計者による再生可能エネルギー設備等の導入に係る説明

- 特定建築物の設計者が特定建築主に対して説明をする際に書面又は電磁的記録に記載又は記録する事項を、次に掲げる事項とする。
 - (1) 再生可能エネルギー設備等の導入による環境負荷の低減への効果
 - (2) 当該建築物に導入することができる再生可能エネルギー設備の種別
 - (3) いずれかの再生可能エネルギー設備から得られる熱及び電気の最大量
 - (4) その他知事が別に定める事項
- 特定建築主による、設計者の説明を要しない旨の意思の表明は、特定建築物の設計者に次に掲げる事項を記載した書面又は当該事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を提出することによって行うものとする。
 - (1) 意思の表明の年月日
 - (2) 特定建築主の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 特定建築物の所在地
 - (4) 設計者の氏名、一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその登録番号
 - (5) 設計者による説明を要しない旨
 - (6) その他知事が別に定める事項
- 設計者による説明記録の保存期間を、特定建築物に係る工事が完了した日から起算して3年とする。

3 施行日

- ・令和4年10月1日一部施行
- ・令和5年4月1日一部施行